

日本の直接投資とタイ工業化：日本の直接投資がタイ経済・金融市場に与えるインパクト(1)

徳永，正二郎

<https://doi.org/10.15017/4491814>

出版情報：経済學研究. 55 (1/2), pp.171-193, 1989-10-10. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：

日本の直接投資とタイ工業化

—日本の直接投資がタイ経済・金融市場に与えるインパクト (1) —

徳 永 正 二 郎

1. タイはNAIC(新興農業関連工業国)か —工業化政策における輸入代替・輸出振 興・輸出指向

85年から86年前半にかけてタイ経済は一次産品価格低落とそれに伴う経済不況に見舞われた。86年後半以降経済は順調に拡大を続けている。それが第三国向けを目的とした日本企業による生産拠点設立ラッシュに支えられたものであることは、すでに周知のところである。

次頁の表1は、タイ国投資委員会(BOI: Board of Investment)の投資奨励に基づいて設立された登録資本金(累積額ベース)の国別構成(比:%)を示したものである。ここには、70年代前半まで、85年まで、85年以降という三つの時期に区分できる。タイ資本と日本を核とする外国資本との関係及び外国資本内部の関係が、この三つの時期に微妙に変化している。

(1) 60年代から70年代前半(第I期)には、60年に始まるタイの輸入代替的工業化政策の下で、合弁形態を基盤にタイ向け投資が積極的に展開された。この時期、73年度累積登録資本金ベースでみると、日本の投資は登録資本金総額の11.6パーセント、外国資本の37.4パーセント

を占めていた。ところが、(2) 70年代半ばから80年代半ばまでの時期(第II期)になると、事態は大きく変化した。総登録資本に占める外国資本の比重が85年現在で28.3パーセントと9ポイントも減退したばかりか、後者に占める日本のシェアも22.6パーセントにまで低下した。この期の特徴は、後でも触れるように輸出振興策に基づく農業関連及び国内産業の育成並びに重化学工業部門での輸入代替政策の採用という内向きの政策と深く結びついていたことが注目される。

(3) 80年代後半(第III期)は、第II期と比べて際立った対照をみせている。表1-B(ネットベース)が教えるが、投資の伸びがすさまじい勢いである。しかも投資そのものが外資に大きく依存している。登録資本額に占める外資の比重がタイ資本とほぼ同レベルであり、とりわけ日本資本のそれは、86—88年の新規登録資本額の30パーセント近く、外国資本の62パーセントという驚異的な数字を記録している。

この同じ86—88年の第III期に、日・台両国資本が登録した資本金の比率は、投資委員会(BOI)が認可した資本資本金総額の実に35パーセントに達した。タイ側の資本金が53パーセントを数えるとはいえ、そのかなりの部分が外国資本との合弁である。この点を考慮すると、

* 本稿は日本証券奨学財団研究調査助成金(昭和63年—平成元年)に基づいた研究成果の一部である。

表1 投資奨励登録資本金の対象国別推移

A 累積ベース

	1960-73	1960-76	1960-80	1960-85	1960-88	1960-89年5月
1. 登録資本金額	9,252 (100.0)	13,792 (100.0)	19,886 (100.0)	36,635 (100.0)	80,104 (100.0)	98,606 (100.0)
1.1 タイ資本	6,388 (69.0)	9,811 (71.1)	15,209 (76.5)	26,276 (71.7)	49,252 (61.5)	61,137 (62.0)
1.2 外国資本	2,864 (31.0)	3,981 (28.9)	4,677 (23.5)	10,359 (28.3)	30,852 (38.5)	37,469 (38.0)
内日本	1,071 (11.6)	1,521 (11.0)	1,564 (7.9)	2,768 (7.6)	15,463 (19.3)	19,958 (20.2)
2. 外国資本内部構成	2,864 (100.0)	3,981 (100.0)	4,677 (100.0)	10,359 (100.0)	30,852 (100.0)	37,469 (100.0)
2.1 日 本	1,071 (37.4)	1,521 (38.2)	1,564 (33.4)	2,768 (26.7)	15,463 (50.1)	19,958 (53.3)
2.2 米 国	467 (16.3)	622 (15.6)	578 (12.4)	1,717 (16.6)	2,978 (9.7)	3,154 (8.4)
2.3 台 湾	440 (15.4)	465 (11.7)	644 (13.8)	937 (9.0)	3,459 (11.2)	4,059 (10.8)
2.4 その他	886 (30.9)	1,373 (34.5)	1,891 (40.4)	4,936 (47.6)	8,952 (29.0)	10,298 (27.5)

B ネットベース

時 期 区 分	I		II		III	
	1960-73	年平均	1974-85	年平均	1986-88	年平均
1. 登録資本金額	9,252 (100.0)	661	27,383 (100.0)	2,282	43,469 (100.0)	14,490
1.1 タイ資本	6,388 (69.0)	456	19,888 (72.6)	1,657	22,976 (52.9)	7,659
1.2 外国資本	2,864 (31.0)	205	7,495 (27.4)	625	20,493 (47.1)	6,831
内日本	1,071 (11.6)	77	1,697 (6.2)	141	12,695 (29.2)	4,232
2. 外国資本内部構成	2,864 (100.0)	205	7,495 (100.0)	625	20,493 (100.0)	6,831
2.1 日 本	1,071 (37.4)	77	1,697 (22.6)	141	12,695 (61.9)	4,232
2.2 米 国	467 (16.3)	33	1,250 (16.7)	104	1,261 (6.2)	420
2.3 台 湾	440 (15.4)	31	497 (6.6)	41	2,522 (12.3)	841
2.4 その他	886 (30.9)	63	4,050 (54.0)	338	4,016 (19.6)	1,339

(出所) (1) 86年以降はBOI資料による。

(2) 1960-85年は, S. Naya and N. Akrasanee, *Thai-Japanese Economic Relations: Trade and Investment*, ECOCECEN, 1974; 『タイにおける日系日進出企業の現勢』ジェトロ・バンコク・センター, 1987; 『タイ経済概況』バンコク日本人商工会議所, 1986/87, 1988/89年度版にもとづく(但し, 原資料はいずれもBOI資料である)。

外国投資、とりわけ日本と台湾の投資比重の大きさに驚かされる。しかも、これら両国がタイに進出した背景には、欧米など第三国向けに輸出するという海外生産拠点の設立と、それに伴うアジア地域における産業の国際的再編成の動きがはっきりと認められる。ここには輸入代替や農業関連加工業の育成という狭義のタイ国民経済の工業化とは異なるものがある。外国資本の国際生産拠点としてのタイの工業化と狭義のタイ国民経済の工業化との「融合」（あるいは並列進行）をみてとれる。

いま60年代以降のタイにおける工業化過程を、外国資本とりわけ日本の直接投資と関連づけて、

(1) 外資による輸入代替推進（70年代前半まで）、(2) 一次産品・農業加工・繊維産業の輸出振興に基づく輸入代替産業育成期（70年代後半から80年代前半まで）及び(3) 外資導入による輸出指向型産業の積極的導入（80年代後半）という三段階に分けた。いいかえると、60年から今日にいたるタイの工業化政策は、輸入代替、輸出振興、輸出指向というキーワードに集約されるといってもよい。

日本の立場からみれば、これら三つの時期は次のように特徴づけられる。第Ⅰ期は高度成長から石油危機を経て世界的リセッションにいたる時期であり、第Ⅱ期は70年後半の円高を経て第二次石油危機に突入し、ドル高を背景に財テク・ブームで彩られた時期であった。第Ⅲ期は、周知のように、プラザ合意後に進行する急激な円高の下で未曾有の規模で海外直接投資が行われている時期である。

円高を問題とする限りでは、70年代後半に日本からの投資が増えてしかるべきであった。ところが、現実には70年代後半に外国投資、とりわけ日本のタイ向け投資は80年代前半に比べて

も大きく落ち込んでいる。この点は第Ⅱ期と第Ⅲ期とでは、日本側の事情だけでなく、タイの工業化路線にも基本的な変化があったのではないかという疑問を持ち込む余地を残している。

末広 昭（編著『タイの工業化：NAICへの道』アジア経済研究所、1987）は、第Ⅲ期の工業化路線を、第Ⅱ期の延長線上にあるもの、すなわち農業を基盤に国内経済の内包的発展と輸出振興型工業との調和を計るNAIC（Newly Agro-Industrializing Country：農業関連工業国）的發展と定義づけている。ところが、投資奨励策に沿った数字をみるかぎり、農業に基盤を置いた工業化というよりは、外資導入による輸出指向型経済の本格的展開という印象を拭えない。それ故、まず外国資本の投資活動がタイの工業化政策あるいは投資政策とどのような相関性を持っていたか第2及び3節概観したい。その上で、第Ⅲ期の日本の直接投資の性格についてタイの工業化政策との関連で分析を加えたい。

2. 外資導入とタイ工業化の展開

2.1 輸入代替と日本の直接投資

—60年代から70年代初め

タイの工業化は実質的に1960年代から始まった。59年世界銀行調査団の報告（IBRD, *A Public Development Program for Thailand*, The John Hopkins University Press, 1959）を受けて翌60年に第1次五カ年計画（国家経済社会開発計画）を策定・実施する一方で、59年には国家経済開発庁（NEDB: National Economic Development board；72年に国家経済社会開発庁 NESDB に改組）、投資委員会（BOI: Board

of Investment) 及びタイ産業金融公社 (IFCT: Industrial Finance Corporation of Thailand) を設立した。

また、60年、とりわけ62年には54年の政府主導型産業奨励法 (Act on the Promotion of Industries) を抜本的に改正し、投資産業奨励法 (Industrial Investment Promotion Act) を公布した。それ以降民間 (華僑系) 商業資本の産業資本化と外国資本導入による輸入代替型投資による工業化が推進された。

政府の輸入代替投資奨励策に沿った投資は、1960年から73年現在までに累積資本金ベースで92億5千万バーツに達した。その内訳は、タイ国内資本が63億9千万バーツ (69パーセント)、

外国資本が28億6千万バーツ (31パーセント) であった。外国資本の内、日本の占める割合が37パーセント、米国のそれが16パーセント、台湾が15パーセントであった (表1を参照)。

タイ資本は単独で事業経営を行っていたわけではない。60年10月から74年4月末現在の累積ベースであるが、BOIによる奨励投資認可の対象となり、タイ国籍によって所有されている登録資本金額73億5千万バーツの57パーセント、41億8千万バーツが外国資本との合弁関連であった。これに外国籍資本を合わせると105億バーツ中70億5千万バーツが合弁形態による設立会社となり、その比率は全体の三分の二を占めていた (表2を参照)。ここには当初から外国

表2 投資奨励登録資本 (形態別及び対象国別)
1960年10月26日-1974年4月末現在の累積ベース

所有権国籍	単一国籍会社の登録資本		合弁会社の登録資本		合計		外国登録資本の構成比
	千バーツ	%	千バーツ	%	千バーツ	%	
1 タ イ	3,174,488	92.13	4,177,760	59.24	7,352,248	70.04	
2 日 本	194,194	5.63	1,113,877	15.79	1,308,071	12.46	41.59
3 米 国	27,140	0.79	452,079	6.41	479,219	4.57	15.24
4 台 湾	3,000	0.09	451,873	6.40	454,873	4.33	14.46
5 英 国	11,000	0.32	124,086	1.76	135,086	1.29	4.29
6 マレーシア	—	—	102,255	1.45	102,255	0.97	3.25
7 フランス	—	—	60,000	0.85	60,000	0.57	1.91
8 香 港	—	—	52,131	0.74	52,131	0.50	1.66
9 西 ドイツ	16,750	0.49	34,742	0.49	51,492	0.49	1.63
10 オランダ	—	—	50,226	0.71	50,226	0.48	1.60
11 シンガポール	11,130	0.32	33,538	0.47	44,676	0.43	1.42
12 イ ン ド	8,000	0.23	20,187	0.29	28,187	0.27	0.90
13 ス イ ス	—	—	26,446	0.38	26,446	0.25	0.84
14 パ ナ マ	—	—	19,452	0.28	19,452	0.18	0.62
15 オーストラリア	—	—	17,175	0.24	17,175	0.16	0.55
16 デンマーク	—	—	15,935	0.23	15,935	0.15	0.51
17 フィリピン	—	—	15,275	0.22	15,275	0.14	0.48
18 イスラエル	—	—	13,250	0.19	13,250	0.13	0.42
19 ポルトガル	—	—	13,128	0.19	13,128	0.13	0.42
20 そ の 他	—	—	258,334	3.67	258,334	2.46	8.21
合 計	3,445,710	100.00	7,051,749	100.00	10,497,459	100.00	100.00

(出所) T. Nakauchi, *Japanese Investment and Financing through Banking Institution in Thailand*, ECOEN, 1976.

日本の直接投資とタイ工業化

表3 産業別登録資本金及び投資総額の構成並びに産業内出資金構成比の日米比較
(1960年10月—73年6月累積額ベース)

	産業別構成比(%)				産業内出資金構成比(%)		
	登録資本金			投資総額	産業内出資金構成比(%)		
	外国	その他 (主としてタイ)	資本金総額		外国	その他 (主としてタイ)	合計 (100%)
日本							
農業	0.5	1.6	1.0	1.2	27.9	73.0	100
漁業	0.2	0.2	0.2	0.2	50.0	50.0	100
食料・飲料・タバコ	1.0	1.9	1.4	1.2	40.0	60.0	100
繊維・アパレル	52.2	49.1	50.8	57.4	55.8	44.2	100
化学	20.6	16.1	18.6	15.6	60.3	39.7	100
非鉄金属製品	2.2	4.0	3.0	4.3	39.6	60.4	100
基礎金属産業	7.8	12.5	9.9	10.5	42.6	57.4	100
組立製品	15.0	13.9	14.5	9.6	56.1	43.8	100
その他	0.5	0.7	0.6	0.2	44.2	55.8	100
合計(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	54.3	45.7	100
出資金総額(100万パーツ)	1,077.0	906.0	1,983.0	5,766.0			
米国							
農業	5.7	0.1	3.5	10.8	99.2	0.8	100
鉱山・エネルギー	7.6	11.7	9.0	5.1	53.9	46.1	100
食料・飲料・タバコ	7.9	13.4	9.9	15.0	51.7	48.3	100
繊維・アパレル	3.3	4.9	3.9	2.3	55.3	44.7	100
紙・パルプ・印刷	36.4	22.6	31.5	27.1	74.5	25.5	100
非鉄金属製品	2.1	3.7	2.6	1.6	50.0	50.0	100
基礎金属産業	22.0	33.6	26.1	27.5	54.3	45.7	100
組立製品	14.0	10.0	12.6	10.7	71.6	28.6	100
合計(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	64.0	36.0	100
出資金総額(100万パーツ)	609.0	336.0	945.0	2,842.0			

(出所) S. Naya and N. Akrasanee, *op. cit.*, p. 95.

資本へ依存してタイの工業化が進められたという図式がはっきりと確認できる。

だが、投資対象並びに投資形態では日米間でかなりの違いが認められる。この点をすこしみておこう。

表3からわかるように、60年代から70年代初めにかけてタイに進出した日系企業は、繊維・アパレル(投資総額の57.4パーセント)に集中し、化学・医薬品(同15.6パーセント)、基礎金属(10.5パーセント)、組立(9.6パーセント)がそれに続いた。これらの部門で投資総額の93パーセント、資本金(日本側)の95.6パーセン

トを占めた。それに対し、同じ時期に米系企業は、投資総額ベースで農業(10.8パーセント)、食品・タバコ(15パーセント)、紙パルプ・印刷(27.1パーセント)、基礎金属(27.5パーセント)、組立産業(10.7パーセント)に分散投資されていた。

出資形態でも合弁が主流で、出資比率も米国と比べて低かった(表3, 表4)。表4によると、繊維部門では日本側の出資比率は平均43パーセントで、組立産業を軸とする自動車関連の輸送機器と食品が68パーセントの高い水準を示しているのが目につく。輸送機器は繊維と同

表4 日系企業のタイ進出状況
(1974年6月現在)

産業分野	企業数	資本金総額 (1,000バーツ)	企業当平均 資本金	日本側出資比 率(平均:%)
鉄, 金属, 非鉄	17	346,000	20,353	45.5
繊維	32	1,462,825	45,713	43.0
輸送機器	18	273,104	15,172	67.6
化学・医薬品	26	241,400	9,285	45.3
電機機器	5	67,250	13,450	45.3
食品	10	177,750	17,775	68.0
その他工業	5	26,800	5,360	40.6
鉱業・農業・漁業	8	74,700	9,338	46.6
合計	121	2,669,829	22,065	47.8

* 原資料はバンコク日本人商工会議所。

60年以前に進出のもの、投資奨励外のものも含む。

(出所) 表2 (p.94) に同じ。

表5 日系製造業の海外進出動機 (複数解答)
(1968-69年)

	東南アジア	東アジア	途上国
保護一助成策	62.5	19.0	36.5
労働力利用	20.3	67.2	47.3
資源・原材料・エネルギー利用	10.9	65.5	42.4
消費市場志向	9.4	1.7	4.9
進出国と第三国の貿易取引	15.6	8.6	11.8
その他	1.6	5.2	3.9
合計	100.0	100.0	100.0
(企業数)	(64)	(116)	(203)

原資料は71年日本輸出入銀行資料。

(出所) 表3 (p.60) と同じ。

じように国内市場を対象としていたが、食品関連企業における出資比率の高さは、売上高の20パーセント近く(72年バンコク商業会議所調べ)を日本などへ輸出していたことと関係するのかもしれない。

日系企業のいま一つの特徴は、売上高に占める輸出比率の低さにあった。ウドム [Udom Kerdpibui, "Thailand's Experience with Multinational Corporation", Thammasat University, 1974; S. Naya and Akrasanee,

op. cit., p. 58 に引用] の数字によると、72年当時売上に占める輸出の比率は、全商品平均で米系企業の場合には40パーセント弱、日系企業の場合は5パーセント強であった。当時日系企業が、労働力や原材料確保よりも国内市場を目的にタイに進出したことは、表5からも確認できる。韓国、台湾などへの進出が労働力や資源・原材料利用と強い相関性を持っていたのに、ASEANを中心とした東南アジアへの進出動機は輸入障壁の存在と関係していた。

以上からわかるように、60年代から70年代初めにかけて日系企業は繊維産業を中心に合弁形態で進出したが、それは国内市場をターゲットとしたものであった。

2.2 輸入代替から輸出指向へ—70年代後半

60年代から70年代初めにかけて非耐久消費財を中心とする輸入代替は順調に進行し、タイの工業化の重要な推進因となった。ところが、世界銀行の報告書（*Thailand: Industrial Development Strategy in Thailand*, 1980）によると、タイにおける工業成長は70年代半ばから変化している。それまで輸入代替に誘導されてきていた工業化が、70年代半ばの世界的リセッションを転機に輸出に大きく依存するようになった。

表6は89年7・8月にベラ・バラッサ（Bela Balassa）を長とする世界銀行調査団のためにナロンチャイ（Narongchai Akrasanee）によって作成されたものである。この表に示されているように、66—72年には工業成長の背後に国民総生産に占める輸入のシェアの大幅な減少（輸入代替）が認められた。それと対照的に、70—78年には国民総生産に占める輸入シェアは増大し、逆に輸出シェアの加速的な増加がみられた（輸出指向）。

60年代末から70年代初めにかけて現れたアメリカ経済のスタグフレーション化と71年ニクソン大統領の下で行われたドルの全面的切り下げ、さらには70年代半ばの世界リセッションによる先進国経済の落ち込みとその後展開されたドルの先進国通貨に対する大幅かつ全面的な切り下げ、先進国と途上国との間に新しい経済的絆を生み出す力となった。先進国経済の内包的発展が大きな壁に突き当たり、投資並びに市場の両面で途上国に依存せざるをえなくなったばかりか、

表6 工業成長率の源泉

	1966-72	1972-75	1975-78
国内需要	64.1	91.0	79.5
輸入代替	29.4	0.5	-7.7
輸出拡大	6.5	8.5	28.2
合計	100.0	100.0	100.0

（出所） *Thailand: Industrial Development Strategy in Thailand* (A World Bank Country Study), 1980, p. 8.

りか、その通貨がドルにリンクしていた途上国経済にとってドルの切り下げは新しい比較優位の世界の創出、すなわち産業の国際的再編成の動きにつながったからである。

第3次経済社会開発五カ年計画の初年度に当たる71年、投資委員会（BOI）は輸出インセンティブの方向を打ち出し、72年輸出指向型産業を奨励する新投資奨励法が発効した。これは、ニクソンの新経済政策の下で展開された主要先進国通貨の大幅な切り上げがドルにリンクするタイ国産商品に国際比較優位性を与えるという政策当局の認識と一致していた。

第3次から第5次五カ年計画期の輸出奨励は、72年にプランテーションを奨励産業に指定したことからもわかるが、基本的には国内産業に輸出インセンティブを与えようとするものであった。後で触れるように、この期の輸出奨励は86年以降の特徴である第三国向け輸出を指向した外国投資の積極的な導入とは異なる性格を持っていた。

70年代、さらには80年代の輸出指向的性格を端的に教えているのが表6である。表からわかるように、70年代の輸出拡大は一次産品とりわけ農産加工品の輸出拡大と繊維及び織物を中心とする輸入代替型産業の輸出指向型産業への転換と結びついていた。73—78年の数字であるが、ゴム・錫等鉱産物の輸出の伸び率は198パーセン

表7 タイ輸出品の構成変化(1973-78年)

	100万バーツ名目価格		1978年の指数(1973=100)	
	1973	1978	名目価格	固定価格
1 未加工財	6,880	11,852	172.3	n.a.
2 加工財	23,015	67,418	292.9	n.a.
2.1 加工原材料	8,079	16,019	198.3	n.a.
内, ゴム	4,573	8,030	175.6	113.3
錫	2,035	7,229	355.2	127.7
その他	1,471	760	51.7	n.a.
2.2 加工食品	9,935	33,965	341.9	n.a.
内, 米	3,594	10,425	290.1	189.4
タピオカ	2,537	10,892	429.3	342.2
砂糖	1,161	3,969	341.9	375.5
非伝統原材料	2,643	8,679	328.4	n.a.
3 製造品	5,001	17,434	348.6	188.5
内, 繊維・衣類	2,750	8,368	304.3	n.a.
その他製造品	2,251	9,066	402.8	n.a.
4 その他・再輸出	2,331	3,795	162.8	n.a.
5 全商品	32,226	83,065	257.8	184.2

(出所) 表6 (p.9) に同じ。

ト、同じ時期に米・タピオカ・砂糖等加工食料品の輸出は342パーセントであった。

繊維・織物を中心とする製造品も、同期に349パーセントという高い伸びを記録し、総輸出に占めるシェアも73年の16パーセント弱から78年には21パーセントに拡大した。けれども、78年当時の総輸出に占める製造品のシェア、21パーセントという数字は、一次産品加工品の輸出比重60パーセント、一次産品及びその加工品の75パーセントと比べるとそのウエイトはまだまだ小さかった。

2.3 NAIC (新興農業関連工業国) 的發展とその限界

70年代から80年代前半までの輸出奨励は、農産品を中心とする一次産品加工物と繊維・織物を中心とするものであり、国内市場をベースに(あるいは国内市場が限界に達した段階で)輸出奨励の対象となった業種であった(もっとも

集積回路等の生産も行われたが)。

第4次、第5次五カ年計画下の輸出奨励による工業化は、このように農産品加工による輸出拡大、織物等輸入代替産業の輸出拡大と深く関連していた。それに対し、86年から91年までの第6次五カ年計画下で進められている投資奨励、すなわち第三国向け輸出を目的とした外資並びに外国技術の導入と異質である。というのは、後者の工業化は輸出産業としての先進国産業の直接的導入と結びついているからである。

また、この期の輸出奨励は輸入代替産業の育成策から輸出指向型産業への政策の全面的転換を意味するものではなかった。従来通り輸入代替産業の育成策が転機を迎える中で、農業加工品の開発・輸出と国内市場に定着した軽工業品の輸出とが奨励されたと考える方がよい。

62年の産業投資奨励法はなんらの規制もうけない輸入代替の外資導入政策の反映であった。それ故60年代には日本等外国企業の進出が盛ん

であったが、外国資本によるタイ国内市場の蹂躪は第三世界の経済ナショナリズムの高揚とも連動して、日貨排斥等外資規制の運動を引き起こした。この結果、72年に一次産品、農業加工品等輸出産業の重点的奨励と合わせて、外国資本の投資範囲を限定する外資選別政策を採用した。72年には、農業を含む輸出産業の重点的奨励、工業の地方分散並びに投資委員会(BOI)の権限強化を柱とした新投資奨励法が制定された。その一方で、外資の出資比率を制限した外国企業規制法(Alien Business Law)、外国人職業規制法(Alien Occupation Law)が公布され、外資と国内産業との調整が計られるようになった。

タイ国内におけるシナヨナリズムの高揚、近隣諸国の社会主義政権への移行という政治情勢の変化に加え、70年半ばの世界的リセッションという新しい状況下で、75年移行外国企業の進出が停滞した。その結果、77年には外資導入を促進するために新しく投資奨励法が制定された。そこではタイ国内に十分に普及していないか近代化が遅れている産業分野(国内企業との非競争的分野)に限り、機械の輸入税や事業税の免除条件が緩和された。つまり、外国資本による輸入代替産業の育成が出資比率の規制・選別という方式を伴って政策的に推進された。

ところでここで、第4次、第5次五カ年計画における輸出奨励は別の経済的意味を持っていたことを指摘しておかなければならない。つまり、輸出振興による外貨獲得は、典型的には第5次の東部臨海工業地帯の開発計画のように、天然ガス等をベースとした輸入代替的重化学工業を育成しようとする政策の一環、すなわちタイ経済の重工業化の為に必要な外貨吸収策として一定の役割を担っていった。

末広 昭氏等が積極的に紹介されているNAIC(Newly Agro-Industrializing Country: 新興農業関連工業国)としてのタイの工業化は、第4次、第5次五カ年計画における工業化の三本柱、すなわち農業関連工業の開発・輸出奨励と繊維等製造業の輸出支援、選別的外資導入による輸入代替工業化の推進、政府主導による輸入代替的重化学工業の育成を象徴したものである。

しかし、NAIC(新興農業関連工業国)としての工業化政策の一貫性を強調する余り、この工業化政策が80年代前半に現れた一次産品価格の暴落で行き詰まり、経済調整の必要がでてきたことを忘れることがあってはならない。これは第6次国民経済社会計画の性格、さらにはその下で進行している洪水のような外資流入の意味を分析する際に重要なファクターである。

3. NAIC(新興農業関連工業国)的發展と輸出指向型外資導入

3.1 商品作物の輸出から工業製品の輸出へ

85—86年の不況は、タピオカ、米、とうもろこし、ゴムという四大商品作物や砂糖等農業加工品の輸出に依存していたタイ経済が、工業製品の輸出に依存する輸出指向型工業政策に転換する歴史的旋回点であった。81年当時上に示した四大商品作物の輸出額は620億パーツで、総輸出額1,530億パーツの40.5パーセントを占めていた。それに加工品である砂糖の輸出(96億パーツ)を加えると、農業関連五大輸出品だけで716億パーツを数え、総輸出の46.8パーセントであった(60年から89年までの時系列としては表8を参照)。ところが、84年から86年にかけて国際商品価格が大幅に低落した結果、商品作物の輸出を基盤に重化学工業や輸入代替型産業を育

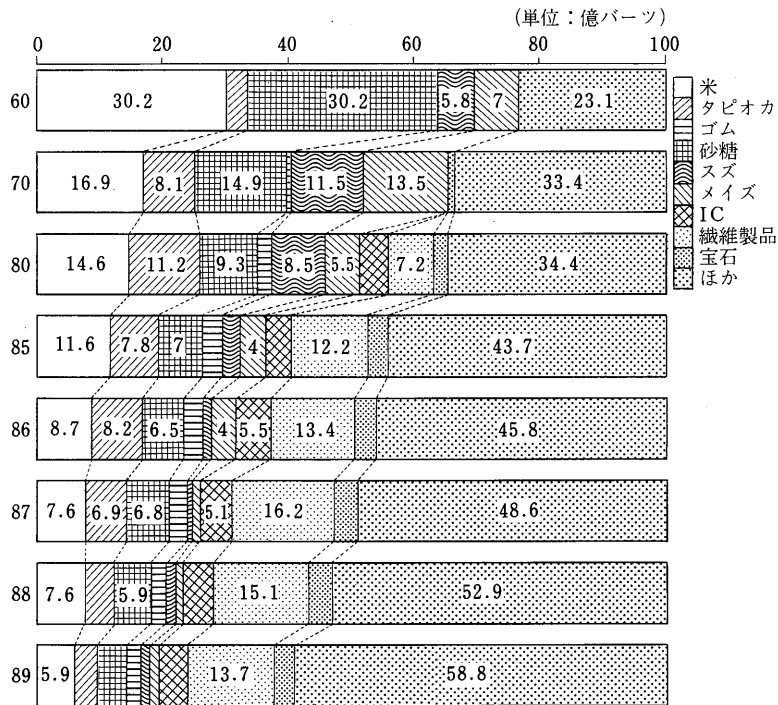
成しようとしたタイ経済は大きな打撃を受けた。なかでもインドネシア米穀自給化に伴って最大の輸出品であった米の安定した需要市場が崩壊したことは、大きなインパクトとなった。83年には25万9千トン（14億バーツ）もあったインドネシア向け米輸出が翌年には一挙に2万トン（1億バーツ）に縮減し、壊滅した。カリフォルニア米は世界市場でタイ米の攻勢に会い、これが輸入自由化を巡る日米経済摩擦に跳ね返ってきたことは記憶に新しい。

それと裏腹に、同じ85年に織物関連の製品が四大商品作物を抜いて輸出の第1位を占めた。また、産業部門ごとの輸出実績でも同年に製造業部門が農業部門を追い抜き、その後製造業関連の輸出が急速に伸びている（表8を参照）。

商品作物の輸出から製造品輸出への移行とい

う貿易構造の変化と照応して、80年代半ばを境に国民総生産に占める農業のシェアと工業のシェアとの逆転が生じた。農業の比重は、60年には40パーセント、71年でも30パーセントの高率であったが、85-88年には17パーセント水準に大きく低下した（もっとも統計処理方法の変化が3ポイントばかり上乘せられているが）。それにひきかえ国民総生産に占める製造業のシェアは、60年、71年の13パーセント、18パーセントから85年、88年にはそれぞれ22.1パーセント、24パーセントへと上昇した。これに建設を加えると、71年の23パーセントに対して88年には30パーセント近くになった。70年代初めから80年代末のほぼ20年間に国民総生産に占める工業（製造業及び建設）と農業の割合が逆転したわけである。

表8 主要輸出品目の推移 (単位：億バーツ)



(出所) 細谷『最近のタイ国投資動向』バンコク日本人商工会議所、1989年、15ページ

日本の直接投資とタイ工業化

表9 分野別国内総生産の構成変化 (1960-88年：%)

分野	1960	1971	1980	1983	1983 ^a	1985	1988*(推定)
農業	39.8	29.8	24.9	23.5	20.4	16.8	16.9
鉱業	1.1	1.5	1.6	1.2	2.9	4.0	3.0
製造業	12.5	17.5	20.7	21.0	21.3	22.1	24.4
建設	4.6	5.5	5.7	4.5	5.3	5.6	5.1
電力・水道	0.4	1.8	1.9	2.2	1.9	2.3	2.6
交通・通信	7.5	6.7	6.4	6.9	6.7	7.7	7.3
卸・小売業	15.2	17.1	16.5	16.6	16.2	15.1	15.8
金融・保険・不動産	1.9	4.2	6.0	7.0	3.4	3.5	4.1
住宅所有	2.8	1.9	1.5	1.5	3.7	4.0	3.6
行政・防衛	4.6	4.3	4.2	4.2	4.9	4.8	3.8
サービス	9.6	9.7	10.6	11.4	13.3	14.1	13.4

(出所) (1) 1960-83年までは、K. Hewison, *The Development of Industrial Capital in Thailand and its Contemporary Crisis*, 1986, p. 20.

(2) 1983^a年以降は、Bank of Thailand, *Quarterly Bulletin* 各号による。(数字の違いは、National Account データと GNP にたいする見直しが行なわれたことによる)。

表10 国家経済社会開発計画 (五カ年計画) の推移

	第1次 (61-66)	第2次 (67-71)	第3次 (72-76)	第4次 (77-81)	第5次 (4カ年) (82-85)	第6次 (目標値) (87-91)	第6次** (予測) (87-91)
経済成長率(年率)	8.1	7.2	6.2	7.3	4.9	超5.0	7.0
農業生産増加率(%)	4.6	4.1	3.9	3.5	2.9	2.9	1.9
工業 ()	10.2	9.7	8.6	8.7	5.6	6.6	9.2
財貨輸出増加率(名目・年率)	8.7	4.1	14.0	20.0	7.6	9.9	16.6
貯蓄率(対名目 GDP)	26.0*	20.4*	24.6	22.6	18.2	23.7	(23.7)
投資率()	25.4*	24.1*	23.6	26.7	22.7	24.9	(24.9)
消費者物価上昇率(年率)	2.3	1.5	12.5	11.6	2.7	2.9	3.7
経常収支赤字(対名目 GDP)	—	2.5*	1.7	6.3	4.7	2.3	2.8
財政赤字()	0.7	2.9	2.7	3.3	3.7	2.6	(2.6)

(注) * 計画期間未年の実績

** 予測値は1988年6月 NESDB 発表のもの。但し、()内は目標値。

(出所) 『タイ国経済概況』1986/87; 1988/89年版にもとづく。

ここにはタイ経済を分析する際に考慮に入れるべき二つのインプリケーションがある。一つは、一次産品、農業加工品の輸出振興を基盤に地域経済の工業化や重化学工業化を推進するにはまだ限界があり、工業化政策の見直し調整が迫られたことである。いま一つは、その調整のプロセスで輸出指向型外資が積極的に導入されるという外資導入政策の大幅な方向転換がみら

れることである。

3.2 国民経済社会計画の調整と外資導入政策の転換

一次産品に対する需要並びにその価格の低迷は、輸出の担い手であった農業を直撃した。その結果貿易収支の赤字だけでなく、国内消費の収縮を引き起こし、工業部門における失業問題

を生みだした(タイ国経済概況86/87;黒田他『タイ国の中小企業』)。

表10は、60年以降86年まで、すなわち第1次五カ年計画から第5次五カ年計画期間中における主要経済指標の実績、並びに88年6月に発表された第6次五カ年計画(87-91年)の予測値である。この表からわかることは、第5次五カ年計画期間(82-86年)には農業を中心に実質経済成長率は低下し、それが輸出の減退と対応していた。

86年から始まり91年にターゲットをおいた第6次五カ年計画は、農産品等伝統的商品の輸出振興よりも生産の多様化、つまり新規産業の創設に力を入れている。これは同時に一次産品及びその加工品の輸出振興を基盤とした政府主導による重化学工業の育成(東部臨海工業地帯)政策の見直しでもあった。この見直しがしばしばNAIC(新興農業関連工業国)としてのタイ経済の再生計画といわれる。つまり、東部臨海開発のような政府主導の大型経済プロジェクトでなく、むしろ民間主導でマーケティングを重視した生産の多様化をはかり、農業や豊富な労働力に依拠した中小企業、地方企業を育成しようとする新5カ年計画が持つ性格の一面をタイのNAIC(新興農業関連工業国)的發展とよびならわしているにすぎない。

新5カ年計画でNAIC(新興農業関連工業国)的發展といわれているものを強いて取り上げるとすれば、一次産品や地方の労働力を利用した地域経済の開発である。しかし、これは農業を基礎とした地域工業の発展という農業基礎論的な経済開発政策ではない。逆である。第6次五カ年計画の農業生産増加率が2.9パーセントという低いターゲットであったがかりか、86年にはさらに1.9パーセント(年率)に引き下げ

る見直し作業が行われたことからわかるように、農業生産の落ち込みのなかで農村つまり地方の雇用を維持拡充するという雇用問題が地域経済開発の眼目であった。

80年代半ばに現れた財政赤字、対外収支の不均衡、バンコクを中心とした投資奨励産業(輸入代替産業)の片寄った発展と重化学工業政策の限界、さらにはこれらの裏面にある一次産品輸出の限界と農村における失業や貧困等の諸問題にどのように現実的に対処するか、一これこそが、新経済政策のキー・ポイントであった。

この五カ年計画のいま一つの特徴はタイ経済が抱え込んだ上記の諸問題を解決する現実的処方箋と関係している。つまり、外資導入政策を従来の輸入代替産業の育成をベースとするものから輸出指向型産業へと大きく方向転換したことが新経済計画の基本的特徴の一つである。

商品作物の輸出が限界に達し、農業生産がタイ経済を進展させる原動力として失速した結果、タイ経済に二つの課題が課せられた。一つは伝統的農業生産に基盤をおいた地域経済の活性化の見直しである。二つは新しい輸出産業の創出である。これを輸入代替産業育成策が肩代わりする力はなかった。次節(4.1)で論ずるように、輸入代替産業は、裾野としてのサポーティング・インダストリーをもたず、機械等生産設備だけでなく半製品・原材料も輸入に依存していた。また国内市場の発展には制約があり、繊維・織物は別として輸入代替産業が新しく導入されても雇用吸収力に限界があった。

輸出指向型産業に対する外国投資の奨励は、一次産品輸出の落ち込みで悪化した国際収支の不均衡を正を直接眼目としたものであるが、同時に雇用の拡大をターゲットに置いていた。投資委員会(BOI)はまた、投資の地方への分散政

策や農業関連業種に対する特別投資奨励措置によって、地域経済すなわちバンコク経済圏の外にある農村部経済の開発を推進しようとしている。しかし、外資導入の地方分散化が同時に農業関連の工業化を促進するものではない。

たとえば、86以降投資ラッシュが続く中で、87年と88年に投資奨励地域に関わる基準 (Criteria for Tax and Duty Privileges for Promoted Projects: 稿末の「参考資料」を参照) の見直しが行なわれた。これは、インフラ問題等と関連して投資がバンコク首都圏に集中し、首都圏とその他地方との間の経済格差が深刻になったことと関係していた。つまり、外資を中心とした投資がバンコクやサムットプラカーン、さらにはサムットサコン、ノンタブリ、パトムタニ、ナコンパトムに集中するのを避け、地方に拡散させようとする政策的措置であった。とはいえ、輸出指向型産業 (80パーセント以上輸出) や部品産業はこの規制からはずされ、従来通り法人税及び機械輸入税を免除された。つまり、輸出指向型産業は地方分散の対象とはなっていない。

これは現在の外資導入政策が輸出指向型産業の導入に傾斜しているという事実を教えるとともに、投資の地方分散がかならずしもタイの農業的發展を基盤としたものではないことも理解できる。いいかえると、すくなくとも現今の投資の地方分散化政策は、農業の商品経済化を基盤とした農村工業の内包的発展というよりは、バンコク首都圏に雪崩を打って入り込んだ「外資の一極集中」を回避し、輸出志向型産業に優先権を与える手段という政策的側面を濃く持っている。

3.3 投資奨励と輸出インセンティブ

すでに指摘したように、五カ年計画策定と関連して60年に投資委員会 (BOI) が設置された。投資委員会 (BOI) は首相が委員長、工業相が副委員長を務める首相府直属の機関で、内資・外資の区別なくタイの投資政策を掌握している。1972年、さらには77年の投資奨励法の下で、投資委員会 (BOI) 投資奨励の申請をした企業に奨励認証 (Promotion Certificate) を発行し、本来は産業政策実施の中核となるべき工業省や納税業務を司る大蔵省等主管行政官庁を越えて、輸入競合産業の保護や投資に対する免税恩典等を授与できる強い権限を持つようになった。

投資委員会 (BOI) は、77年の投資奨励法に基づき、農業、畜産業、鉱物発掘、採鉱業、製造業、サービス業の投資を奨励する基準を次の点に置いている。すなわち、(1) 製品、設備、サービスがタイで十分に得られない場合、(2) タイの経済、社会発展、国家安全に必要な場合、(3) 投資計画が経済的、技術的に適切で、環境汚染に対処できている場合である (稿末資料1「1法制」を参照)。

83年に「投資奨励の承認並びに税恩典の基準に係る投資委員会布告第1号 (Announcement of the BOI, No. 1/1983: Regarding Criteria in Approving Investment Promotion and Providing Tax Priviledges)」では、投資委員会 (BOI) が投資奨励政策と一般的認可基準をそれぞれ稿末の『参考資料』(「2政策」及び「3計画認可に対する基準」) に列記されているように具体化した。

また、同じ布告で合弁企業における外資の出資比率が稿末『参考資料』(「4合弁企業についての基準」) のように定められた。出資比率は、国内市場向けと輸出向けとに明確に区別され、生産高の50パーセント以上が輸出に向けられる

場合には外資のマジョリティ(100パーセント支配をも含む過半数支配)が許された。

今日輸出が80パーセントを超える輸出指向型業種は、外資の出資比率における特典享受だけでなく、特別奨励事業として諸種の税特典を受けている。たとえば一般奨励事業の場合、機械輸入に対する免税と最低4カ年の法人税免除という税制上の特権が与えられている。だが、生産高の80パーセント以上を輸出して特別奨励事業に指定されると、(1) 機械に対する免税及び(2) 法人税の免除(最低4カ年)の他に(3) 原材料輸入関税の免除(5カ年)措置を受けることができる。また、1年に少なくとも100万米ドルの純外貨獲得、国産品原材料の使用比率50パーセント以上、常勤雇用200名以上、工業団地への立地等の条件を満たすか、投資委員会の特別重要業種としての設定を受けるかすれば、一項目にたいして1年、最高8年まで法人所得税が免除される。そのうえ、これらの特典はバンコク首都圏近在の投資奨励からはずされた地域に進出した場合でも適用される(稿末『参考資料』「6 奨励事業に対する租税上の特典を認める基準」を参照)。

4. 日本の直接投資と輸出指向型経済

4.1 「タイ・日経済関係構造調整に関する白書」(1985)の意義

一次産品不況に伴ってタイ経済が全体として大きく落ち込みをみせ始めた85年8月、タイ政府は発表した。ここで強調されたことは、(1) 輸出拡大による対日赤字の大幅削減と(2) 輸入代替型投資から輸出指向型投資へ投資インセンティブ大幅転換であった。つまり、対日貿易収

支の改善を計るとともに、日本の直接投資を軸に輸出指向型産業を育成しようとする国際収支の不均衡是正に対する明確な姿勢が認められた(『タイ・日経済関係構造調整に関する白書』)。

1960年から84年までタイ国投資奨励法に基づいて行われた日本の投資は、100パーセント子会社、合弁会社の双方を含めて166件を数えた(投資奨励を受けていない事業も45件あった)。投資総額は449億バーツ、また登録資本額は73億バーツで、その内訳は日本側が47パーセント、タイ側が50パーセント、残りはその他であった。

日本企業によるこれらの投資の内80パーセント以上が輸入代替産業に向けたものであった。産業別に分類すると、機械及び電気機器が38パーセント、繊維が22パーセントで、ついで金属及びセラミックスが約17パーセント、化学製品がおよそ12パーセントを占めていた。輸出向け産業への投資は少なく、そのほとんどが食料、飼料等の農業関連産業、すなわちアグロ・インダストリーに対するものであった(『タイ・日経済関係構造調整に関する白書』)。

同じ結論は、ジェトロ・バンコク・センターが85年8-9月にかけて行ったアンケート調査(「日系企業貢献度調査」)にもあらわれている。回答企業数288社で、内訳は製造業143社、鉱業2社、建設業33社、貿易・商業60社、金融・保険業22社、サービス業4社、運輸・通信業9社、不動産業3社、政府関係機関等その他12団体であった。進出理由は全業種においては国内マーケット志向(複数回答411中135)、輸出拠点(同50)、労働力利用(同47)の順であった。だが、製造業では国内マーケット志向(225複数回答中77)、労働力(同36)、政府の国産化指導(同31)、投資優遇策(同28)輸出拠点と回答した企業は225の回答中25にすぎなかった。

表11 製造会社の進出要因
(1985年8-9月調査)

	労働力	原材料資源	国内マーケット志向	輸出拠点	投資インセンティブ	政府の国産化	その他	合計
食料	3	6	5	2	1	1	2	20
繊維	7	0	10	4	2	1	4	28
木材・パルプ	3	3	1	3	1	0	0	11
石油・化学	4	2	17	2	4	2	1	32
鉄・非鉄	1	0	5	0	2	2	1	11
機械	4	0	5	4	4	3	1	21
電子・電機機器	4	0	7	1	7	6	1	26
輸送機	0	1	8	0	1	8	1	19
その他	10	3	19	9	6	8	2	57
合計	36	15	77	25	28	31	13	225

(注) 複数回答

(出所) ジェトロ・バンコク・センター調査による (『タイにおける日系企業の現勢』1987年, 20ページ)

このように80年代前半までの日本の製造業投資は輸入代替型であった。その上に、表12に示されているように同じ時期タイの貿易収支赤字の過半(81-84年平均で約56パーセント)は日本に対するものであった。しかも日本からの輸入の70パーセントが半製品・原材料及び資本財であり、輸入代替産業として導入された日系企業に対する資本財・半製品・原材料の日本からの供給が赤字形成の主因であったといえる(表13を参照)。

最大の投資国であった日本は、投資対象である輸入代替産業の為に必要な資本財・半製品・原材料の輸入を通じて膨大な赤字を生み出し、貿易収支不均衡の元凶でもあった。その赤字を従来は農産物等一次産品の輸出で補填していたが、一次産品の価格暴落がこの貿易収支構造そのものを否定してしまった。

85年の『タイ・日経済関係構造調整に関する白書』は、一次産品輸出=輸入代替・重化学工業化という政策の行き詰まりを表現したものである。このような政策展開を構造的に調整するために採用された措置が輸出インセンティブに基づく外資の導入、輸出指向型経済の開発であ

る。

4.2 外資依存型経済と輸出指向型投資

ところで、輸出インセンティブに基づくタイ経済の輸出指向的発展はどのような経済的基盤の上で展開されたのであろうか。驚くべきことには、外資に依存した輸出指向型の開発は外資依存というタイ製造業の基本的体質ないし構造の中で、しかもそれをもっと徹底させる方向で展開されている。

表14は、85年までにタイに進出した日系企業(製造業)について件数ベースの時系列である。また表15は、81年から85年までに行われたタイ国内投資(製造業)の業種別構成(A)並びに日系企業(B)及び米系企業(C)それである。

80年代前半には日系企業(製造業)の新規設立は峠を越え、81年から85年までの5カ年間に21件を数えたにすぎなかった(表14)。それでも、表15に示されているように、既存の企業を含む日本のタイ向け投資はタイ国内製造業総投資額の四分の一を占めた。同じ期米系企業の製造業投資額もタイ国内総投資の28パーセントという高い数字を示し、日本以上の投資であった。

表12 主要投資国の貿易収支状況1981-88年

(単位：百万バーツ)

	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988*
日本 輸出	21,704	21,947	22,087	22,787	25,828	33,134	44,590	62,731
日本 輸入	52,521	46,086	64,757	66,059	66,587	63,656	86,864	143,172
日本 差額	△30,817	△24,139	△42,670	△43,272	△40,759	△30,522	△42,274	△80,441
米国 輸出	19,794	20,257	21,895	30,102	38,016	42,219	55,727	79,598
米国 輸入	28,087	26,220	29,708	32,679	28,434	34,518	41,612	67,485
米国 差額	△8,293	△5,963	△7,813	△2,577	9,582	7,701	14,115	12,113
台湾 輸出	2,014	1,916	1,479	2,431	3,130	3,691	4,441	7,010
台湾 輸入	4,589	5,501	6,762	6,797	7,793	8,730	12,491	20,235
台湾 差額	△2,575	△3,585	△5,283	△4,366	△4,663	△5,039	△8,050	△13,225
英国 輸出	2,464	3,042	2,990	3,918	4,703	7,443	10,719	14,764
英国 輸入	5,851	5,023	5,390	5,739	6,335	7,767	10,834	14,413
英国 差額	△3,387	△1,981	△2,400	△1,821	△1,632	△324	△115	351
香港 輸出	7,350	7,934	7,281	6,646	7,807	9,306	12,560	17,860
香港 輸入	1,942	2,059	2,704	3,050	2,931	3,659	4,875	6,042
香港 差額	5,408	5,875	4,577	3,597	4,876	5,647	7,685	11,918
シンガポール 輸出	11,991	11,654	11,913	14,722	15,350	20,689	26,987	34,115
シンガポール 輸入	14,949	12,455	14,623	19,373	18,746	15,845	26,030	34,034
シンガポール 差額	△2,958	△801	△2,710	△4,651	△3,396	4,844	957	81
総輸出	153,001	159,728	146,427	175,237	193,366	233,383	299,853	402,838
総輸入	216,746	196,616	236,609	245,155	251,169	241,358	334,209	487,871
貿易差額	△63,745	△36,888	△90,182	△69,910	△57,803	△7,975	△34,356	△85,033
対日赤字 貿易赤字 (%)	48.3%	65.4%	47.3%	61.9%	70.5%	530.0%	123.0%	94.6%
対日・台湾赤字 貿易赤字	52.4%	75.2%	53.2%	68.1%	78.6%	445.9%	146.5%	110.2%

(注) *は推定値

(出所) Bank of Thailand, *Quarterly Bulletin* 各号

日本の投資は繊維、金属・非金属部門に集中し、これらの部門では投資額の四分の三近くのシェアを占めた。米系企業はそれぞれ50及び60パーセントと食品及び電機製品・部品部門投資の過半を占めていたが、繊維、金属・非金属、建築資材を除く製造業のあらゆる分野に万遍なく投資活動を行った。

タイ製造投資に占める外資比重は81年から85年までの時期にも完全に外資依存構造であった。タイ国内の製造業部門に投資された金額108億

バーツのうち日米両国の投資だけで58億バーツ、54パーセント達していた。また、繊維、金属・非金属、電機製品・部品部門では両国の投資が67パーセントから89パーセントという高い水準を示した。

ここでもう一度本稿の最初に掲げた表1に帰ろう。同表は投資額ではなく出資金ベースのデータである。74年—85年には新規の出資金総額(ネットベース)に占める外国資本の比重は四分の一弱にすぎなかった。ところが、86年—88

日本の直接投資とタイ工業化

表13 タイの半製品・原材料及び資本財の輸入

(単位：百万バツ)

	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988*
1 消費財輸入額	18,263	17,905	22,308	22,692	23,966	24,466	33,844	36,661
(内日本の比率)	(27.9)	(29.3)	(32.6)	(36.8)	(33.7)	(31.4)	(25.8)	……
2 中間財・原材料輸入額	58,084	53,060	66,474	69,613	75,772	84,333	119,792	172,534
(内日本の比率)	(30.3)	(28.7)	(27.2)	(27.6)	(28.1)	(25.0)	(21.8)	……
3 資本財輸入額	56,985	48,192	69,814	73,607	75,404	78,316	105,916	193,659
(内日本の比率)	(34.7)	(35.8)	(40.3)	(37.0)	(37.7)	(32.6)	(35.2)	……
4 その他	83,414	77,495	78,013	79,243	76,027	54,243	74,657	85,017
(内日本の比率)	(12.1)	(10.8)	(14.4)	(14.2)	(11.3)	(17.3)	(19.7)	……
5 日本からの輸入	52,521	46,086	64,757	66,059	66,587	63,656	86,864	143,172
5.1 中間財・原材料	17,606	15,241	18,092	19,228	21,300	21,070	26,142	……
5.2 資本財	19,760	17,262	28,145	27,245	28,449	25,511	37,286	……
6 (5.1+5.2)/5(%)	71.1%	70.5%	71.4%	70.4%	74.7%	73.2%	73.0%	……
7 タイの輸入総額	216,746	196,616	236,609	245,155	251,169	241,358	334,209	487,871
8 (2+3)/7(%)	53.1%	51.5%	57.6%	62.3%	60.2%	67.4%	67.5%	……

(注) * は推定値

(出所) Bank of Thailand, *Quarterly Bulletin*, 各号。

表14 製造会社のタイ進出状況 (業種別) (1985年まで)

(単位：件数)

業種	1960年まで	61-65	66-70	71-75	76-80	81-85	時期不明	合計
食料	1	1	3	6	5	2		18
繊維	4	8	9	4	0	2		27
木材・パルプ	0	0	2	2	4	2		10
石油・化学	1	1	6	12	3	1		24
鉄・非鉄	3	4	2	3	0	1		13
機械	0	1	1	2	4	2	1	11
電子・電機機器	1	3	5	4	5	1		19
輸送機	0	4	2	4	1	4		15
その他	2	6	4	11	10	6		39
合計	12	28	34	48	32	21	1	176

(出所) ジェトロ・バンコク・センター資料にもとづく。

年には外国資本が47パーセント、日本一国で29パーセント（外国資本の62パーセント）を記録した。外国企業の投資が出資金ではなく貸付金の形態で行われていることをしるとき、86年以降の外資、とりわけ日本資本がすさまじい勢いで流入しているのに驚かされる。

日系企業の投資ラッシュは表16でも確認できる。だが表16は、投資の量だけでなく、投資の質にも大きな変化が生じていることを教えている。87年、88年（1-5月）の投資件数230件の内186件、すなわち80パーセントが生産高の80パーセント以上を輸出する輸出指向型投資である。

表15 1981-85年タイ製造業の投資（業種別：ネットベース）

業種	全投資(81~85)A		日本からの投資(81~85)B			米国からの投資(81~85)C			(B+C)	(B+C)/A(%)
	100万パーツ	%	100万パーツ	%	B/A(%)	100万パーツ	%	C/A(%)		
製造業	10,813.5	100.0	2,772.3	100.0	25.6	3,019.7	100.0	27.9	5,792.0	53.6
食品	607.3	(5.6)	△212.0	(-)	-	297.6	(9.9)	49.0	85.6	14.1
繊維	889.9	(8.2)	676.2	(24.4)	76.0	5.8	(0.2)	0.1	682.0	76.6
金属・非金属	1,246.3	(11.5)	914.1	(33.0)	73.3	△72.3	(-)	-	841.8	67.5
電気製品・部品	3,010.3	(27.8)	880.1	(31.7)	29.2	1,794.3	(59.4)	59.6	2,674.4	88.8
機械・輸送機	930.4	(8.6)	280.8	(10.1)	30.2	90.8	(3.0)	9.8	371.6	39.9
化学製品	1,406.0	(13.0)	200.4	(7.2)	14.3	337.1	(11.2)	24.0	537.5	38.2
石油製品	2,052	(19.0)	1.2	(0.0)	0	416.1	(13.8)	20.3	417.3	20.3
建築資材	84.3	(0.8)	15.4	(0.6)	18.3	-	(-)	-	15.4	18.3
その他	587.0	(5.4)	16.1	(0.6)	2.7	150.3	(5.0)	25.6	166.4	28.3

(出所) 『タイ経済概況』1986/87年度版, 404ページにもとづく。

表16 日系進出企業の業種別内訳
(BOI承認ベース) (単位: 件数)

業種	1986	1987	1988 1~5月	合計
食品	4	7	9	20
化学製品	2	10	7	19
金属加工	3	12	9	24
電気・電子及び同部品	4	32	29	65
機械	8	21	8	37
(うち輸送機械・部品)	(7)	(17)	(4)	(28)
(その他機械)	(1)	(4)	(4)	(9)
医療機器	1	-	2	3
精密機器	1	1	3	5
光学機器	1	-	1	2
通信機器	-	-	3	3
繊維	2	14	3	19
建設資材	-	3	-	3
木製品	4	3	3	10
その他	-	27	24	51
合計	30	130	100	260
	[20]	[100]	[86]	[206]

(注) []内の80%以上を輸出する輸出型案件の数

承認件数は発表毎に変動するため一定ではない。

(出所) 『タイ経済概況』バンコク商工会議所, 1988/89年版, 414ページ。

この現象は、すでに指摘したように85年以前の国内市場指向型と対照的である。これが第一の確認事である。

それだけではない。第二に、投資委員会が公

布した83年の投資基準では、輸出指向型業種に税恩典だけでなく出資におけるマジョリティが保障された。「生産高の少なくとも50パーセントが輸出に向けられる場合、外国の投資家は過半数を持つことができ、生産高の100パーセントが輸出向けの場合100パーセント保有することができる」(参考資料1, 4.4)。つまり、80パーセント輸出企業は同時にマジョリティ支配の権利を獲得している。

86年以降の直接投資を特徴づける第三の要素は、マジョリティ支配による投資である。表17に示されているように、85年までに進出した日系企業の内過半数支配は製造業で19パーセント、全部門で15パーセントにすぎなかった。この少数支配形態におけるタイ向け直接投資が85年以降多数支配形態の進出にとって代わられている。

以上からわかるように、86年以降急速に進んでいるタイの工業化は外資依存、とりわけ日本資本への依存構造を徹底させつつある。しかも、日本企業のタイ向け製造業直接投資は基本的に生産高の80パーセント以上を輸出する輸出指向型である。この輸出指向型投資は同時にマジョリティ支配に基づく投資を意味している。これ

表17 日系企業の業種別・出資比率分布（1985年末現在）

（単位：件数）

業 種	計	10%未満	10~20% 未 満	20~30% 未 満	30~40% 未 満	40~49% 未 満	49%	50~100% 未 満	100%
製 造 業	168 (100%)	1 (0.6)	8 (4.7)	17 (10.1)	9 (5.4)	58 (34.5)	43 (25.6)	25 (14.9)	7 (4.2)
食 品	18	1	1	1	1	4	8	2	0
織 維	27	0	2	7	1	8	6	3	0
木 材 ・ パ ル プ	9	0	1	1	0	3	3	1	0
石 油 ・ 化 学	24	0	1	3	1	9	7	2	1
鉄 ・ 非 鉄	13	0	1	2	1	5	1	3	0
機 械	8	0	0	0	0	5	2	0	1
電 子 ・ 電 機 機 器	19	0	1	1	3	10	2	1	1
輸 送 機	14	0	0	0	0	5	5	4	0
そ の 他	36	0	1	2	2	9	9	9	4
非 製 造 業	181 (100%)	0 (0.0)	4 (2.2)	5 (2.8)	8 (4.4)	34 (18.8)	110 (60.8)	6 (3.3)	14 (7.7)
建 設 業	45	0	0	0	5	8	31	0	1
貿 易 ・ 商 業	72	0	1	2	2	14	39	4	10
金 融 ・ 保 険 業	14	0	2	2	1	4	4	0	1
サ ー ビ ス 業	20	0	0	1	0	1	17	0	1
運 輸 ・ 倉 庫 業	11	0	0	0	0	5	6	0	0
不 動 産 業	5	0	0	0	0	1	2	2	0
そ の 他	14	0	1	0	0	1	11	0	1
合 計	349 (100%)	1 (0.3%)	12 (3.4%)	22 (6.3%)	17 (4.9%)	92 (26.4%)	153 (43.8%)	31 (8.9%)	21 (6.0%)

（出所）『タイにおける日系進出企業の現勢』ジェットロ・バンコク・センター，1987年，13ページ。

が86年に始まった第6次五カ年計画，タイ経済の工業化の一特徴である。

5. NAIC(新興農業関連工業国)と輸出指向型経済—結びに変えて

輸出インセンティブを伴う新しい投資政策は、繊維や家電という既存の輸入代替型産業が輸出を指向しているという意味では、「輸入代替から輸出指向へ」というプロダクト・ライフ・サイクル的産業発展と結びついているようにみえる。実際85年以前に輸入代替産業としてタイに入り込んだ繊維，家電，自動車部品産業はターゲットを国内市場から海外市場に転換し，今日輸出産業として脚光を浴べている。しかし，この場

合もいくつかの分析が必要である。

既進出企業が輸出指向型に転換したのは，新規の企業進出と同じように第6次五カ年計画における輸出指向型産業への投資奨励という政府の外国投資プロモーションの帰結である。しかし，タイ政府の外資導入政策は投資ラッシュの十分条件であって，必要条件ではなかった。投資ラッシュの軸心として機能したのは急激な円高の中で海外生産拠点を形成を余儀なくされた日本企業とその新しい企業戦略であって，それがタイ政府の輸出指向型投資と合致したわけである。この意味では，タイ経済における輸入代替的外資流入から輸出代替的外資流入という断層的な投資行動の変化は，タイ経済の内部的要

因によるというよりも、変動相場、経済摩擦等という国際政治経済問題と深く関わっているといえる。

第二に、電機・部品、輸送機（部品）産業に顕著にみられるように、タイ国内に輸出指向型投資をする日系企業は、タイ進出企業を外国籍した生産の一翼を担う一工場として位置づけている。国際的生産の一環、国際的生産行程の一プロセスというタイ進出企業の位置づけが、マジョリティ支配並びに生産物の過半を輸出するという輸出指向型投資を加速しているのであって、タイの経済政策に合わせ、タイ経済の均衡的發展、つまり NAIC（新興農業関連工業国）的發展を推進する目的で日系企業が進出しているのではない。

NAIC（新興農業関連工業国）的發展というタ

イの工業化の指針が政策当局の心中にあるばかりか、そのために積極的な努力が行われていることを決して否定はしない。だが、工業化が外国資本に依存した構造で、かつ多国籍企業としての企業論理で展開されるとき、外国資本の政策理念と現実の工業化が合致するという保障もないのも事実である。

輸入代替型から輸出指向型外資の積極導入へと大きく旋回した80年代半ばのタイ外資政策の転換は、タイ国民経済建設と多国籍企業のグローバル化という矛盾する論理をタイ経済の土俵の上に持ち込んだものとして興味深い。

それ故、次に稿を変えて日系企業の輸出指向型投資の実態とタイ経済、金融市場へのインパクトについて分析しよう。

(参考資料) 投資奨励の許可及び租税上の特典を与える基準

1. 法則

1977年の投資奨励法に従い、投資委員会は、農業、畜産業、漁業、鉱物発掘、採鉱業、製造業、サービス部門の投資を以下の基準により奨励している。

1. 製品、設備、サービスがタイでは得られないかまたは十分に得られないか、または生産工程が古い場合。
2. タイの経済、社会発展、国家安全に重要であり、有益である場合。
3. 投資計画が経済的、技術的に適切であり、環境汚染に対して有効な予防手段を有する場合。

2. 政策

投資委員会は下記の推資計画に対して特別の配慮を与えている。

- 2.1 輸出品生産により貿易収支の改善に大きく寄与するもの
- 2.2 タイの資源開発を支援するもの
- 2.3 雇用を増加させるもの
- 2.4 地方で操業するもの
- 2.5 エネルギーを節約するか又は輸入エネルギー代替産業
- 2.6 工業発展の基礎を作り、更に発展させるもの
- 2.7 政府によって重要であり、必要であると考えられるもの

3. 計画認可に対する基準

経済的、技術的にどの投資奨励計画が適切であるかを決定する際に投資委員会は下記の基準を用いる。

- 3.1 製品、設備またはサービスに対する需要の規模が生産量に適していること。
- 3.2 生産コストが30%以下の輸入税かまたは現在ある率のどちらでも高い方の課税率のかかる輸入品と十分競争できるだけのローコストであること。
- 3.3 製品が主として輸出向けである場合を除き、付加価値が販売収入の20%以上であること。
- 3.4 新会社の登録資本金に対する負債率或いは、既

存会社の正味資産または登録資本金（いずれか低い方）に対する負債率が1:5をこえないこと。

- 3.5 近代的な機械、生産工程と新設備が使用されること。古い生産工程が使える場合は、その有効性が信頼できる機関によって証明され投資委員会がその設置を認めるものであること。

- 3.6 下記については、奨励されない。

1. 製品又はサービスが奨励なしに実行できる会社がすでに存在する場合。
2. 奨励を受けるに適切であるとしても妥当な率の収益があり、もはや奨励を必要としないと委員会が考える場合。
3. 輸出向けの生産の場合を除いて、既存の生産量が今後2年間、国内市場の需要に対応するに十分である場合。
4. 全て輸入原材料を使い、生産品は主として国内の流通に向けられ、製品に対する輸入税がすでに40%をこえている場合。
5. 投資委員会が奨励を停止にするか又はその計画が奨励を与えるには不適當であると考えられる場合。

4. 合併企業についての基準

100%の外国投資又は合併事業に対しては下記の基準が適用される。

- 4.1 生産品が主として国内流通に向けられる場合、タイ国籍者が登録資本の51%以上を所有する必要がある。
- 4.2 農業、畜産業、漁業、鉱物発掘、採鉱業、サービス部門への投資計画については、タイ国籍者が登録資本の60%以上を保有しなければならない。
- 4.3 生産高の少くとも50%が輸出に向けられる場合、外国の投資家は過半数を持つことができ、生産品の100%が輸出向けの場合100%保有することができる。
- 4.4 正当な理由がある場合、委員会は下記の要素を考慮に入れ、期間の延長または、条件を定める事ができる。

- 投資額
- 技術水準
- 地方における雇用創出
- 工場所在地
- 計画の社会的、経済的利益
- その他の考慮すべき事項

5. 投資奨励地域 (注)

バンコク、サムットプラカーン、サムットサーコン、ナコンパトム、ノンタブリ、パトムタニ以外の全ての県は投資奨励地域に指定されている。

6. 奨励事業に対して租税上の特典を認める基準

6.1 バンコク、サムットプラカーンに所在する事業 (工業団地に所在する事業を除く)

1. 機械に対する免税はない。但し少なくとも80%以上輸出をするかカテゴリ-5.49の業種であるか工業団地に立場する場合を除く。
2. 法人所得税の免税はない。ただし、下記の2つまたはそれ以上を満たす場合は3年間の免税が認められる。

- 2.1 少なくとも80%以上の輸出をするかカテゴリ-5.49の業種。
- 2.2 少なくとも1年に100万米ドルの純外貨を獲得する。
- 2.3 少なくとも常勤200人を雇用する。

6.2 ナコンパトム、ノンタブリ、パトムタニ、サムットサーコンに所在する事業およびバンコクとサムットプラカーンの工業団地に所在する全ての事業

1. 機械に対して50%の減税。ただし、機械に対して免税される下記の事業は除く。
 - 1.1 少なくとも80%以上を輸出するか、またはカテゴリ-5.49の業種。
 - 1.2 工業団地に立地する。
2. 3年間の法人所得税免除。更に以下の基準を満たす場合、1項目に対して1年、最高5年まで延長ができる。
 - 2.1 1年に少なくとも100万米ドルの純外貨を獲得する。

2.2 農業関連業種であるか、または国内の農産物の使用を促進するか又は農産物を主要原材料として使うか、国産品を原材料使用額の60%以上使用する。

2.3 少なくとも常勤200人を雇用する。

2.4 工業団地に立地する。

6.3 その他の67県

特別奨励事業。下記の基準の1つを満たす事業。

- i) 少なくとも80%を輸出するかまたはカテゴリ-5.49の業種。
- ii) 農産物か又は天然資源を原材料として使うか或いは農業関連業種であるか或いは国内の農産物の使用を促進する。
- iii) 工業製品を製造する。
- iv) 委員会が特別に重要であると考える。

1. 機械に対する免税。
2. 国内市場に向けられる製品の原材料又は基本材料に対して1年間関税および事業税の50%を減税する。
3. 輸出向生産品に対して輸入された原材料及び基本材料にかかる関税と事業税を5年間免税する。
4. 法人所得税を最低4年間免除。更に下記の基準を満たす場合、1項目に対して1年、最高8年まで延長できる。
 - 4.1 1年に少なくとも100万米ドルの純外貨を獲得する。
 - 4.2 農業関連業種であるか、国内の農産物の使用を促進するかまたは主要原材料として農産物を使うかまたは国産品を原材料使用額の50%以上使用する。
 - 4.3 少なくとも常勤200人を雇用する。
 - 4.4 委員会が特別に重要性があると考える。
 - 4.5 工業団地に立地する。
5. 下記のように投資奨励法(1977年)35条(投資奨励地域について)に基づく奨励。
 - 5.1 製品の販売に対して所得発生日から5年間事業税90%を減税。
 - 5.2 免税期間終了後、5年間法人所得50%を減

税。

5.3 下記の事項はケースバイケースで認められる。

i) 所得発生日から10年間、水、電気、輸送費の2倍を経費として課税所得から控除。

ii) 基盤施設の設置費または建設費の25%を純利益から控除。

一般奨励事業（特別奨励事業以外のもの）

1. 機械に対する免税。

2. 法人所得税を最低4年間免除。更に下記基準を満たす場合、1項目に対して1年最高7年まで延長できる。

2.1 1年に少なくとも100万米ドルの純外貨を獲得する。

2.2 農業関連業種であるか、または国内農産物の使用を促進するか、または主要原材料として農産物を使うか又は国産品を使用原材料の50%以上使用する。

2.3 少なくとも常勤200人を雇用する。

2.4 委員会が特別に重要であると判断する。

2.5 工業団地に立地する。

3. 下記のように投資奨励法（1977年）35条に基づく奨励。

3.1 所得発生日から5年間事業税の90%を減税。

3.2 免税期間終了後、5年間法人所得税の50%を減税。

3. 下記の事項はケースバイケースで認められる。

i) 所得発生日から10年間、水、電気、輸送費の2倍を経費として課税所得から控除。

ii) 基盤施設の設置費、又は建設費の25%を純利益から控除。

7. **輸出志向の事業に対する税金及び関税の免税または減税の基準**

主として輸出向けの生産をする事業に対して下記の

ガイドラインにより追加の特典が与えられる。

1. 原材料にかかる輸入税と事業税の免税。ただし、特別奨励事業および或いは特別奨励地域に工場を立地する特別奨励事業、カテゴリ-4.6.3“特別奨励事業”を除く。

1.1 総生産の30%以上を輸出する場合、1年間の免税が与えられる。ただし、最初の原材料輸入日から6カ月以内に、関税局に対して関税法19条により定められた輸入税を支払う代りに銀行保証を差し入れる申請をしなければならない。

1.2 輸出向けの生産に使われる輸入品に対してのみ、免税は適用される。

1.3 正当と認められる場合には、輸出向けに使われる原材料とその他必要な材料について1年間以上の免税を当局は考慮する。

2. ケースバイケースで委員会は下記の免税を考慮する。

一 再輸出のために輸入された品物にかかる輸入関税と事業税。

一 輸出にかかる輸出関税と事業税。

3. いかなる場合も委員会は対前年輸出増加額分の5%相当を課税所得額から控除することを考慮する。

8. 例外

投資委員会は、上記の一般的基準に従って投資奨励と租税の減免を考慮し、認可する。ただし、下記の場合は除く。

1. 特別の事情に対して特別の投資奨励基準を発表している場合。

2. 特別な事情があると考えられる場合。

(注) 1989年1月に投資奨励地域の見直しが行なわれた。詳しくは『通商弘報』1988年12月23日号、7～9ページをみよ。

(出所) 投資委員会事務局 (OBOI) 『タイ国への投資ガイド』1988年。